改正卸売市場法に定めのない遵守事項（その他の取引ルール）について

事項		内容	理由
1	開場の期日	【条例第５条】市場は、次に掲げる日を除き、毎日開場するものとする。 （１）日曜日（１月５日及び12月27日から30日までの日曜日を除く。） （２）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 （３）１月２日から同月４日まで及び12月31日 ２　市長は、前項の規定にかかわらず、出荷者及び消費者の利益を確保するため特に必要があると認めるときは、市場を前項各号に掲げる日（以下「休日」という。）に開場し、又はこれらの者の利益を阻害しないと認めるときは、休日以外の日に開場しないことができる。 ３　市長は、前項の規定により市場を休日に開場し、又は休日以外の日に開場しないこととしようとする場合には、取扱品目に係る生産出荷の事情、小売商の貯蔵販売能力、消費者の食習慣、購買慣習等を十分考慮するものとする。	安定的な生鮮食料品等の流通を確保するため。
2	開場の時間	【条例第６条】市場の開場の時間は、午前零時から午後12時までとする。ただし、市長は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。 ２　卸売業者の行う販売の開始時刻及び終了時刻は、前項に規定する開場時間の範囲内で規則で定める。	安定的な生鮮食料品等の流通を確保するため。
3	卸売業務の許可	【条例第７条】市場において法第２条第４項に規定する卸売業者として卸売をする業務を行おうとする者は、規則で定めるところにより、第４条各号に掲げる取扱品目の部類（以下「取扱品目の部類」という。）ごとに市長の許可を受けなければならない。 ２　市長は、前項の規定による許可の申請が次の各号のいずれかに該当すると	市場における取引の専門性を考慮して、取引の秩序維持のため

		きは、同項の許可をしてはならない。 （１）申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。 （２）申請者が禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して３年を経過しないものであるとき。 （３）申請者が第12条第１項若しくは第２項又は第62条第１項第１号の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して３年を経過しない者であるとき。 （４）申請者が同一の取扱品目の部類で許可を受けた仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき。 （５）申請者が卸売業者の業務を適確に遂行するのに必要な知識、経験又は資力信用を有しない者であるとき。 （６）申請者が法人であって、その業務を執行する役員のうちに第１号から第４号までのいずれかに該当する者があるとき。 （７）申請者が暴力団（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（静岡市暴力団排除条例第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。 （８）申請者の業務に従事させている者のうちに暴力団員等、暴力団員の配偶者（静岡市暴力団排除条例第６条第２項に規定する暴力団員の配偶者をいう。以下同じ。）又は暴力団員等と密接な関係を有するものがあるとき。	
4	保証金の預託	【条例第８条】　卸売業者は、前条第１項の許可を受けた日から起算して１月以内に、保証金を市長に預託しなければならない。	市場施設管理のため

		2　卸売業者は、保証金を預託した後でなければ、卸売業者の業務を開始してはならない。 3　卸売業者の預託すべき保証金の額は、次の各号に掲げる取扱品目の部類ごとに、当該各号に定める金額の範囲内で規則で定める。 （1）青果部　300万円以上1,600万円以下 （2）水産物部　300万円以上2,400万円以下	
5	競り人の登録	【条例第16条】　卸売業者が市場において行う卸売の競り人は、その者について当該卸売業者が市長の登録を受けている者でなければならない。 2　卸売業者は、前項の登録を受けようとするときは、規則で定めるところにより、申請書を市長に提出しなければならない。 3　市長は、第1項の登録の申請があった場合は、次項の規定により登録をしない場合を除き、規則で定めるところにより、競り人を登録するものとする。 4　市長は、第1項の登録の申請が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。 （1）申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。 （2）申請者が禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していないものであるとき。 （3）申請者が仲卸業者若しくは売買参加者又はこれらの役員若しくは使用人であるとき。 （4）申請者が次条又は第62条第3項の規定による登録の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。 （5）申請者が暴力団員等、暴力団員の配偶者又は暴力団員等と密接な関係を	競り売りの業務を適正かつ円滑に行うため

		有するものであるとき。 （６）申請者が競りを遂行するのに必要な経験又は能力を有しない者であるとき。 （７）第１項の登録の申請に虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているとき。	
6	競り人章の着用	【条例第19条】　競り人は、卸売の競りに従事するときは、競り人章を着用しなければならない。	競り売りの業務を適正かつ円滑に行うため
7	仲卸業務の許可	【条例第20条】　市場において法第２条第５項に規定する仲卸業者として販売をしようとする者は、規則で定めるところにより、取扱品目の部類ごとに市長の許可を受けなければならない。 ２　市長は、前項の規定による許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。 （１）申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。 （２）申請者が禁固以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して３年を経過しないものであるとき。 （３）申請者が第22条第１項若しくは第２項又は第62条第１項第２号の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して３年を経過しない者であるとき。 （４）申請者が同一の取扱品目の部類で許可を受けた卸売業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき。 （５）申請者が仲卸業者の業務を適確に遂行するのに必要な知識、経験又は資力信用を有しない者であるとき。	市場における取引の専門性を考慮して、取引の秩序維持のため

		（６）申請者が法人であって、その業務を執行する役員のうちに第１号から第４号までのいずれかに該当する者があるとき。 （７）申請者が暴力団又は暴力団員等であるとき。 （８）申請者の業務に従事させている者のうちに暴力団員等、暴力団員の配偶者又は暴力団員等と密接な関係を有するものがあるとき。	
8	保証金の預託等	【条例第21条】　仲卸業者は、前条第１項の許可を受けた日から起算して１月以内に、保証金を市長に預託しなければならない。 2　仲卸業者は、保証金を預託した後でなければ、仲卸業者の業務を開始してはならない。 3　仲卸業者の預託すべき保証金の額は、取扱品目の部類ごとに、20万円以上60万円以下の範囲内で規則で定める。 4　第１項の保証金については、第９条から第11条までの規定を準用する。	市場施設管理のため
9	売買参加者の許可	【条例第26条】　市場において卸売業者から競り売り又は入札の方法による卸売を受けようとする者は、規則で定めるところにより、取扱品目の部類ごとに市長の許可を受けなければならない。 2　市長は、前項の規定による許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。 （１）申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。 （２）申請者が次条又は第62条第１項第３号の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して１年を経過しない者であるとき。 （３）申請者が同一の取扱品目の部類で許可を受けた卸売業者若しくは仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき。 （４）申請者が売買参加者の業務を的確に遂行するのに必要な知識、経験又は	市場における取引の専門性を考慮して、取引の秩序維持のため

		資力信用を有しない者であるとき。 （５）申請者が法人であって、その業務を執行する役員のうちに第１号から第３号までのいずれかに該当する者があるとき。 （６）申請者が暴力団又は暴力団員等であるとき。 （７）申請者の業務に従事させている者のうちに暴力団員等、暴力団員の配偶者又は暴力団員等と密接な関係を有するものがあるとき。	
10	卸売業者の報告の義務	【条例第40条】　卸売業者は、市場における卸売の業務について、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしたときは、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。 【条例第41条】　卸売業者は、取扱品目について市場外にある物品の販売をしたときは、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。 【条例第42条】　卸売業者は、委託の申込みがあった物品を自ら買い受けたときは、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。	取引状況把握のため
11	受託物品の受領通知及び検収	【条例第44条】　卸売業者は、委託者から受託物品を受領したときは、規則で定めるところにより、委託者に通知しなければならない。 2　卸売業者は、受託物品の受領に当たっては検収を確実に行い、物品の種類、数量、等級、品質等について異状を認めたときは、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員の確認を受けなければならない。ただし、受託物品の受領に委託者が立ち会っている場合で当該異状を認めたときは、この限りでない。 3　卸売業者は、受託物品の異状については、前項ただし書に規定する場合を除き、前項の確認を受けなければ委託者に対抗することができない。	卸売の業務を適正かつ円滑に行うため
12	卸売をした物	【条例第 45 条】　卸売業者は、規則で定めるところにより、卸売をした物品を	卸売の業務を適正かつ円滑に行

	品の相手方の明示	買い受けた仲卸業者、売買参加者その他の買受人が明らかになるよう措置しなければならない。	うため
13	仲卸業者の報告の義務	【条例第 46 条】　仲卸業者は、卸売業者及び仲卸業者以外の者からその許可に係る取扱品目の部類に属する物品を買い入れて販売したときは、規則で定めるところにより、その買入物品の販売金額その他規則で定める事項を市長に報告しなければならない。	取引状況把握のため
14	売買取引の制限	【条例第47条】　市長は、競り売り又は入札の方法による卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、売買取引を差し止め、又は競り直し若しくは再入札を命ずることができる。 （1）談合その他不正な行為があると認めるとき。 （2）不当な価格が形成されていると認めるとき、又は形成されるおそれがあると認めるとき。 2　市長は、取引参加者が次の各号のいずれかに該当するときは、売買取引を差し止めることができる。 （1）売買について不正又は不当な行為があると認めるとき。 （2）代金の支払を怠ったとき。	市場における公正な取引を確保するため
15	衛生上有害な物品等の売買取引の禁止等	【条例第48条】　市長は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることがないよう努めるものとする。 2　衛生上有害な物品等は、市場において売買取引し、又は売買取引の目的をもって所持してはならない。 3　市長は、衛生上有害な物品等の売買取引を差し止め、又は撤去を命ずることができる。	市場における安心･安全を確保するため
16	卸売業者によ	【条例第49条】　卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、あらか	取引状況把握のため

	る売買取引の結果等の報告及び公表	じめその日の主要な品目に関する規則で定める事項を市長に報告し、及び公表しなければならない。 ２　卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、卸売が終了した後その日の品目に関する規則で定める事項を市長に報告し、並びにその日の主要な品目に関し規則で定める事項を市長に報告し、及び公表しなければならない。 ３　卸売業者は、規則で定めるところにより、毎月、その月の前月に卸売をした物品の数量及び卸売金額（競り売り若しくは入札又は相対による取引に係る金額にその８パーセントに相当する額を加えた金額をいう。以下同じ。）を市長に報告し、並びにその月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等の種類ごとの交付額（第43条の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に限る。）を公表しなければならない。	
17	仕切及び送金	【条例第51条】　卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、規則で定めるところにより当該卸売をした物品の品目、等級、単価（競り売り若しくは入札又は相対による取引に係る金額をいう。以下この条において同じ。）、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額の８パーセントに相当する金額（当該委託者の責めに帰すべき理由により第53条ただし書の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額及び当該合計額の８パーセントに相当する金額）、控除すべき委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目と金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）並びに差引仕切金（以下「売買仕切金」という。）を明記した売買仕切書及び売買仕切金を送付しなければならない。	卸売の業務を適正かつ円滑に行うため

18	卸売代金の変更の禁止	【条例第53条】　卸売業者は、卸売をした物品の卸売代金の変更をしてはならない。ただし、市長の指定する検査員が規則で定める正当な理由があると確認したときは、この限りでない。	卸売市場における公正な取引の確保のため
19	無許可営業の禁止	【条例第67条】　卸売業者、仲卸業者又は関連事業者がそれぞれの許可を受けた業務を行う場合及び市長が必要と認める者が営業行為を行う場合を除くほか、市場内においては、物品の販売その他の営業行為をしてはならない。 2　市長は、前項の規定に違反した者に対して、市場外に退去を命ずることができる。	市場秩序の維持のため
20	市場への出入り等に対する指示	【条例第68条】　市場への出入り、市場施設の使用並びに物品の搬入、搬出及び市場内での運搬については、市長の指示に従わなければならない。 2　市長は、前項の指示に従わない者に対して、市場への出入り、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出若しくは市場内での運搬を禁止することができる。	市場秩序の維持のため
21	受託物品の即日販売	【規則第 34 条】　卸売業者は、販売開始時刻までに受領した受託物品は、その日のうちに上場して卸売しなければならない。ただし、委託者の指示又は市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。	卸売の業務を適正かつ円滑に行うため
22	売買取引の単位	【規則第35条】　売買取引の単位は、重量によるものとする。ただし、重量によることが困難なものは、市長の承認を受けて重量以外の単位によることができる。 2　卸売業者は、前項ただし書の規定により重量以外の単位で取引しようとするときは、特殊取引単位承認申請書を市長に提出しなければならない。	卸売の業務を適正かつ円滑に行うため
23	上場の単位	【規則第36条】　卸売業者は、上場物品の単位を決定し、又は変更したときは、遅滞なく上場単位決定（変更）届出書を市長に提出しなければならない。 2　市長は、売買取引の適正かつ効率的な流通の確保を図るため必要があると	卸売の業務を適正かつ円滑に行うため

		認めるときは、卸売業者に対し上場物品の単位の変更を命ずることができる。	
24	物品の下見	【規則第 37 条】　卸売業者は、競り売り又は入札の方法により取引をするときは、卸売をしようとする物品を販売開始時刻前に仲卸業者及び売買参加者が下見できるように卸売場に配列しなければならない。	公正な取引環境の確保のため
25	条件のある受託物品	【規則第38条】　卸売業者は、受託物品に指値その他の条件がある場合は、卸売の販売開始時刻前にその旨を当該物品に表示するとともに、指値等条件付受託物品届出書を市長に提出し、卸売の際にはその旨を呼び上げなければならない。 2　卸売業者は、前項の規定によらないで卸売をしたときは、指値その他の条件をもって仲卸業者及び売買参加者その他の買受人に対抗することができない。 3　卸売業者は、条件のある受託物品について、その条件で卸売することができないときは、その旨を委託者に通知し、その指図を受けなければならない。ただし、卸売業者において直ちに卸売しなければ委託者に著しい損害を及ぼすおそれがあると認められるときは、販売条件変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けてその条件がなかったものとしてこれを卸売することができる。 4　前項ただし書の規定により卸売したときは、市長は、当該卸売業者の請求により、販売条件変更証明書を交付するものとする。	公正な取引環境の確保のため
26	競り売りの方法	【規則第39条】　競り売りは、競り人が競り売りをしようとする物品の種類、産地、等級、数量その他必要な事項を呼び上げ、又は表示した後上場物品の単位ごとに行わなければならない。ただし、規格が統一され数量がまとまっている荷口の物品で、効率的な取引の確保を図るため、市長が必要があると	公正な取引環境の確保のため 卸売の業務を公正かつ円滑に行うため

		認めるときは、市長が定める方法によることができる。 2　競り落としは、競り人が最高申込価格を３回呼び上げたときこれを決定し、その申込者を競り落とし人とする。ただし、呼び上げ回数は、価格形成上、公正を欠くおそれがない場合、これを減ずることができる。 3　前項の規定にかかわらず、指値のある受託物品について、最高申込価格が当該指値に達しないときは、この限りでない。 4　競り人は、最高価格の申込者が２人以上あるときは、抽選その他公正な方法によって競り落とし人を決定しなければならない。 5　競り人は、競り落とし人を決定したときは、直ちにその価格、数量及び仲卸業者又は売買参加者の番号を呼び上げなければならない。 6　発声による競り価格の申込みは、金額によるものとする。	
27	入札の方法	【規則第40条】　入札は、入札をしようとする物品の種類、産地、等級その他必要な事項を表示し、又は呼び上げた後、入札者に対し、一定の入札書に氏名、入札金額その他必要な事項を記載させて行うものとする。 2　開札は、入札後直ちに行うものとする。 3　最高価格の入札者を落札者とする。 4　入札については、前条第４項及び第５項の規定を準用する。	公正な取引環境の確保のため
28	卸売業者の届出事項	【規則第52条】　条例第45条の規定による措置は、卸売をした後直ちに当該物品に荷渡票を貼付して行うものとする。 2　卸売業者は、仲卸業者、売買参加者その他の買受人に対し、卸売を受けた物品を速やかに引き取らせなければならない。 3　卸売業者は、仲卸業者、売買参加者その他の買受人が次に掲げる事項に該当し、物品の引取りを怠ったと認められるときは、その買受物品を当該仲卸	公正な取引環境の確保のため 卸売の業務を適正かつ円滑に行うため

		業者、売買参加者その他の買受人の費用で保管し、又は催告をしないで他の者に卸売をすることができる。 （１）卸売業者が引渡しの準備を完了し、仲卸業者、売買参加者その他の買受人に引取りを請求したにもかかわらず、仲卸業者、売買参加者その他の買受人が正当な理由がなくこれを引き取らないとき。 （２）仲卸業者、売買参加者その他の買受人の所在が不明で、引取りの請求ができないとき。 （３）前２号に掲げるもののほか、仲卸業者、売買参加者その他の買受人が不当又は不正に引取りを怠ったと市長が認めるとき。 4　前項の規定により卸売業者が他の者に卸売をした場合において、その卸売金額（競り売り若しくは入札又は相対による取引に係る金額にその８パーセントに相当する額を加えた金額をいう。以下同じ。）が同項の仲卸業者、売買参加者その他の買受人に対する卸売金額より低いときは、その差額は当該仲卸業者、売買参加者その他の買受人の負担とする。 5　第３項又は前項の規定により仲卸業者、売買参加者その他の買受人が負担する費用のうち、第３項の規定による保管の費用（以下「保管費用」という。）にあっては仲卸業者、売買参加者その他の買受人が当該物品を引き取ったときに、前項の規定による差額（以下「差損金」という。）にあっては卸売業者が他の者に卸売したときに、それぞれ支払わなければならない。	
29	販売原票の作製及び提出	【規則第57条】　卸売業者は、取扱物品の卸売をしたときは、直ちに販売原票を作成し、その写し（必要事項を電磁的記録に記録したものを含む。）を市長に提出しなければならない。 2　卸売業者は、前項の販売原票に基づき、売渡票を作成し、仲卸業者、売買	公正な取引環境の確保のため 卸売の業務を適正かつ円滑に行うため

		参加者その他の買受人に交付しなければならない。 3　条例第51条に規定する売買仕切書は、様式第79号によるものとし、卸売業者が委託者に送付したときは、直ちにその写し（必要事項を電磁的記録に記録したものを含む。）を市長に提出しなければならない。	
30	買出し人の登録等	【規則第87条】　条例第69条第2項の規定に基づき、市場内において仲卸業者から物品の販売を受けようとする者（以下「買出人」という。）は、市長の買出人登録を受けなければならない。 2　前項に規定するもののほか、買出人に関し必要な事項は、市長が定める。	市場における取引の専門性を考慮して、取引の秩序維持のため

上記表中の内容の箇所には、改正卸売市場法に定めのない遵守事項（その他の取引ルール）が該当する条文全体を記載しています。一部、改正卸売市場法に定めのある遵守事項（共通の取引ルール）や、売買取引の条件などその他取引ルールでないものが含まれていますが、理由の箇所に記載した事項はその他の取引ルールに該当する部分についての説明です。